# 令和元年度 「マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願 に関する手続の情報収集作業 報告書(タイ)」正誤表

令和3年7月

標記報告書に記載の内容について、一部実務の運用と異なる点がございましたので、以下のとおり訂正いたします。 なお、特許庁ホームページに掲載している標記報告書には、訂正を反映いたしました。

## 【訂正箇所】16ページ目

#### (1) 現地代理人の必要性の有無

タイを領域指定した国際登録に関し、暫定的拒絶通報や異 議申立への対応が求められる場合、名義人は、現地代理人を 選任し、現地代理人を通して手続する必要がある。選任にあ たっては公証付の委任状が求められる。

(2) 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続 上述のとおりタイを領域指定した国際登録に関する手続に ついては、原則、現地代理人を通して行う必要があり、暫定 的拒絶通報への各種対応に関しても同様である。ただし、商 品及び役務の一覧表の減縮の記載の請求書 (MM6) を WIPO 国際事務局に提出することで名義人自身が指定商品・役務の 減縮手続を行うことも可能である。しかしタイ知的財産局 (DIP) は、MM6 の提出による拒絶通報への対応よりも現地 代理人を通じて DIP に直接手続を執ることを推奨してい る。MM6 を提出する場合には、その旨をタイ知的財産局 (DIP) に通知することが望ましい。

#### 正

### (1) 現地代理人の必要性の有無

タイを領域指定した国際登録に関し、暫定的拒絶通報や異議 申立への対応が求められる場合、名義人は、現地代理人を選任 し、現地代理人を通して手続する必要がある。タイ知的財産局 (DIP) は、MM6の提出による拒絶通報への対応は認めていな い。選任にあたっては公証付の委任状が求められる。

※(2)の見出しを削除したことに伴い、(3)及び(4)の記載をそれぞれ (2)及び(3)に繰り上げた。